

第152回女川原子力発電所環境保全監視協議会資料

2020年2月18日
東北電力株式会社

女川原子力発電所の状況について

1. 運転状況について

- (1) 1号機 運転終了(2018年12月21日), 第20回定期検査中^{*1}
- (2) 2号機 第11回定期検査中
- (3) 3号機 第7回定期検査中

※1 原子炉等規制法に基づく廃止措置計画認可までは定期検査を継続。

2. 各号機の報告について

(1) 1号機

- ・2011年9月10日より, 第20回定期検査を実施中。
- ・今期間中に発見されたトラブル^{*2}に該当する事象, ならびにトラブルに該当しないひび, 傷等の軽度な事象なし。

(2) 2号機

- ・2010年11月6日より, 第11回定期検査を実施中。
- ・プラント停止中の安全維持点検および耐震工事等を実施中。
- ・今期間中に発見されたトラブルに該当する事象, ならびにトラブルに該当しないひび, 傷等の軽度な事象なし。

(3) 3号機

- ・2011年9月10日より, 第7回定期検査を実施中。
- ・プラント停止中の安全維持点検および耐震工事等を実施中。
- ・今期間中に発見されたトラブルに該当する事象, ならびにトラブルに該当しないひび, 傷等の軽度な事象なし。

※2 法令に基づく国への報告が必要となる事象。

3. 新たに発生した事象に対する報告

(1) 女川原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請について

2019年12月16日, 女川原子力発電所における, 原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を定めた「原子炉施設保安規定」について, 原子力規制委員会に以下のとおり変更認可申請を行った。

a. 女川原子力発電所1号機の廃止措置に伴う変更

女川1号機の廃止措置^{*3}に伴い, 現在の原子炉施設保安規定を, 運転段階における規定事項

を定めた「第1編（2号炉および3号炉）」と廃止措置段階における規定事項を定めた「第2編（1号炉）」に分割し、それぞれの段階における規定事項を明確化した。

具体的には、「第2編（1号炉）」において、廃止措置段階における保安管理体制、廃止措置管理、放射性廃棄物管理、保守管理、保安教育等に関する事項を新たに規定した。

b. 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る規定の追加

「女川原子力発電所の放射線管理区域内で生じた廃棄物のうち、放射性物質によって汚染されていない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）」について、発電所外に搬出し、適切に処分または資源として有効利用するため、当該廃棄物の対象範囲およびその判断方法等に関する事項を追加した。

※3 当社は2019年7月29日に女川原子力発電所1号機の「廃止措置計画認可申請書」を原子力規制委員会に提出し、現在、その内容について審査会合にて審議いただいている。

4. 過去報告事象に対する追加報告

- ・特になし

5. その他

(1) 女川原子力発電所2号機における新規制基準適合性審査の状況について

- ・2019年11月27日に開催された原子力規制委員会において、「原子炉設置変更許可申請書」に関する「審査書案」が取り纏められ、科学的・技術的意見の募集（パブリックコメント）が行われた。
- ・また、原子力規制委員会より公表された審査書案等を踏まえ、原子炉設置変更許可申請書の記載について、一部記載の充実化などを行い、2020年2月7日に4回目の補正書を提出した。

以上